

普通財産売り払いのお知らせ

町では、次のとおり普通財産の売り払いを行います。

売り払い物件

●物件No.1

小野町大字飯豊字八幡98番地3
宅地 165.68㎡

●物件No.2

小野町大字飯豊字八幡100番地2
宅地 64.31㎡

※2筆合わせての売り払いとなります。



一般競争入札の概要

1. 一般競争入札の公告

12月27日(月)

2. 入札実施要領・入札参加申込書の配布

12月27日(月)から1月26日(水)まで

※午前8時30分から午後5時まで

(土、日、祝祭日など閉庁日を除く)

総務課行革推進担当で行います。

3. 入札参加申込書の受付

12月27日(月)から1月26日(水)まで

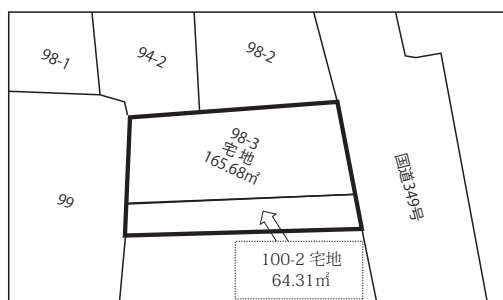
4. 入札日

2月3日(木)予定

入札参加資格

次の規定に該当しなければ、どなたでも参加できます。

1. 地方自治法施行令第167条の4の規定(破産者など)



2. 暴力団およびその構成員など
3. 未成年の方
4. 町長が適当でないとした方

土地利用の制限および売却の条件

売買契約において、次の用途には供しない条件を付します。

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、または同条第11項に規定する接客業務受託営業
2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(その団体の構成員などを含む)が使用する用途
3. 上記のほか公序良俗に違反する用途または公共の福祉に反する用途

売り払い最低限価格

売り払いにあたり最低限価格を設定していません。

(2筆合わせての価格)

最低限価格 2,200,000円

その他

1. 建物付き現況有姿での処分となります。
2. 現地での説明会は行いませんので、各自において確認してください。
3. 入札参加者がない場合は、随意契約に移行することがあります。

詳しくは、お問い合わせください。

☎総務課 72-2111

